

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成22年5月12日県営中山間地域総合整備事業（中讃南部地区）椿谷団地第2工区の換地処分をした。

平成22年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀